

手数料返還制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から3か月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払い者）に返還する制度です。

1, 返還率

入社日から退職までの期間により以下のように定めます。

*1ヶ月（30日）以内の退職	100%
*2か月（60日）以内の退職	80%
*3か月（90日）以内の退職	50%

《紹介手数料が250万以上の場合》

*1ヶ月～3か月以内は同上の適用	
*6か月（180日）以内の退職	30%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

2, 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返金義務が免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（恋の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・天才、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・甲が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書面を乙に提出しなかった場合
- ・その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合

2, その他

以下の該当する場合は、上記の返還金制度の例外となります。

- ・紹介予定派遣の場合
- ・派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

以上